米国産一般流通用生鮮ばれいしょに関する説明資料

令和8年11月

農林水産省

1. 病害虫のリスクに応じた植物検疫措置

- 植物防疫法に基づき、国内農業に被害を及ぼすおそれのある病害虫に対し、我が国への侵入を防止するため、輸入禁止や検査などリスクに応じた管理措置を講じている。
- 病害虫は国・地域によって発生状況が異なることから、国・地域に応じて適用される措置を個別に設定。
- リスクが特に高い病害虫については、その付着する植物の輸入を禁止。相手国から輸入解禁要請があった場合には、科学的に妥当な侵入防止措置（殺虫処理等）をとることでリスクを適正に管理できるかについて、相手国と協議（検疫協議）。

【リスク管理措置の例】

1. 輸入禁止

・チチュウカイミバエ



【発生国】	【付着する植物】
ヨーロッパ、中南米、アフリカ、オーストラリア等	かんきつ類、さくらんぼ、もも、りんご、なし、ブルーベリー、ぶどう等

・ジャガイモシロシストセンチュウ



【発生国】	【付着する植物】
インド、ヨーロッパ、ロシア、米国、カナダ等	ばれいしょ、ナス等のナス科植物

侵入・まん延した場合の農業生産等への影響が高く、目視による検出が困難であり侵入の可能性が高い

⇒ 輸入を禁止

2. 目視検査

・バナナコナカイガラムシ



【発生国】	【付着する植物】
東南アジア、中南米、オーストラリア、米国等	バナナ、ミカン科、ウルシ科等

侵入・まん延した場合の農業生産等への影響はあるものの、目視による検出が容易

⇒ 輸入時における目視検査

※病害虫の写真はすべて横浜植物防疫所出典

2. 植物検疫の国際ルール

- WTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（SPS協定）に基づき、病害虫の侵入防止のための措置を講じるにあたっては、

  ① 科学的な原則に基づくこと、
  ② 国内外で恣意的又は不当な差別をしないこと、
  ③ 国際基準（※）がある場合には当該基準に基づくこと、等が必要。

- これらに従わない場合には、WTOの紛争解決手続きに付されるおそれ。
- 違反が認定された場合、是正勧告を受け、相手国から対抗措置が発動されるおそれ。

【WTO/SPS協定における主なルール】

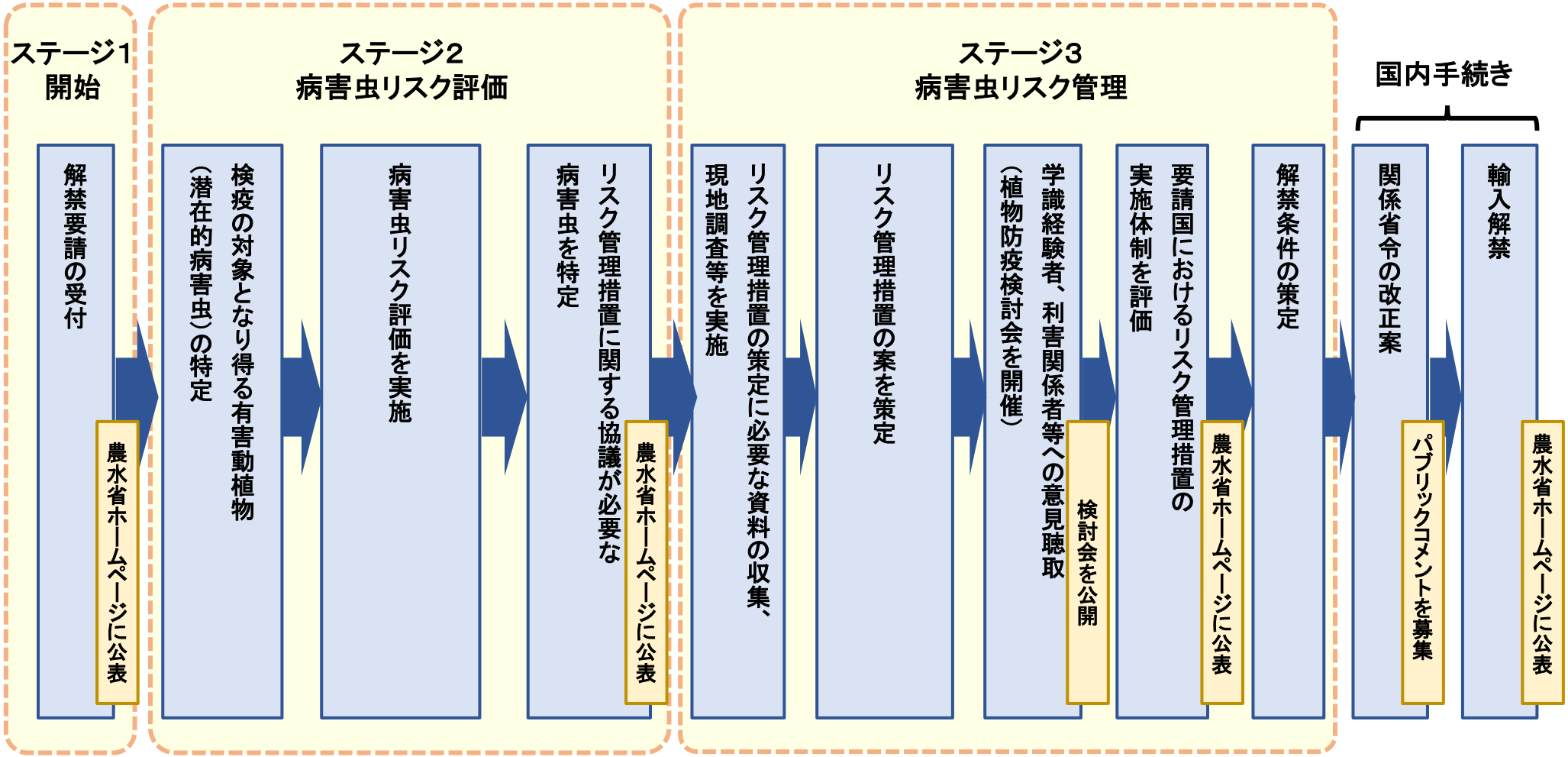
- 検疫措置は科学的な原則に基づいてとる、十分な科学的根拠なしに維持しない（第2条の2）
- 加盟国間及び国内外で恣意的又は不当な差別をしない、国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用してはならない（第2条の3）
- 国際基準（※）がある場合には、国際基準に基づいてとる（第3条の1）
- 検疫措置の実施を確認し及び確保するための手続は、不当に遅延させてはならない（附属書C1）

（※）【国際植物防疫条約（IPPC）】

- 植物や植物生産物に対する病害虫の国際間の移動を防止し、病害虫防除のための適切な措置をとるための手続きに関する国際的な取決め。1952年に発効し、185ヶ国・地域が加盟
- SPS協定上の国際基準として、IPPC条約に基づく適正な検疫措置を適用するためのガイドライン（ISPM、現在47本）が策定されている。

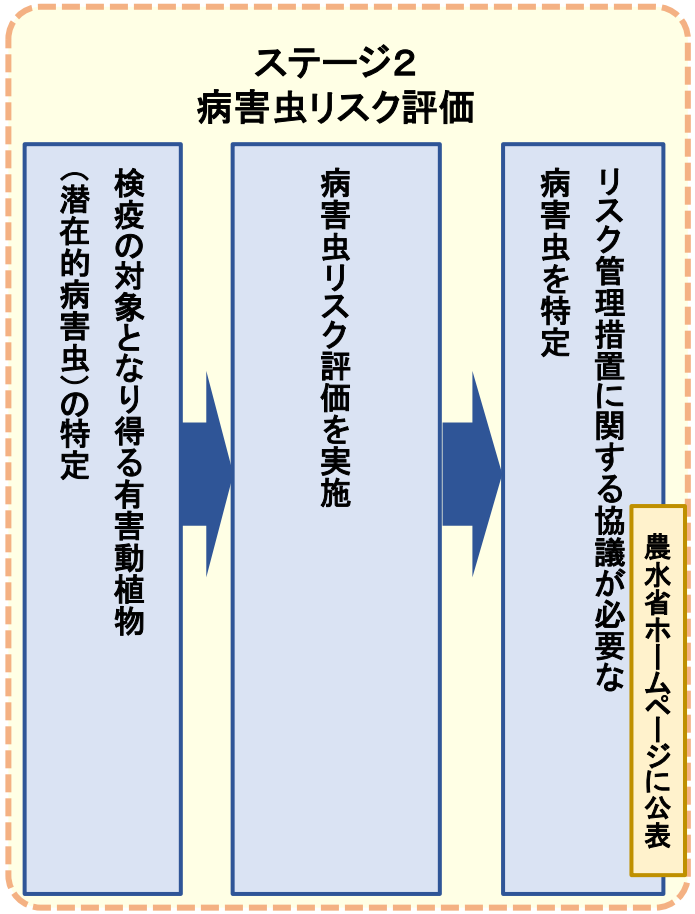
3. 輸入解禁要請に関する標準的手続

- 我が国では、国際ルールに整合する形で、解禁に至る手続の公正の確保及び透明性の向上を図るため、標準的手続を策定・公表。



4. 病害虫のリスク評価

- 病害虫の侵入を効果的・効率的に防止するためには、病害虫の特性に応じた検疫措置を講じることが重要。
- 解禁協議の要請のあった植物を介して侵入する可能性のある病害虫（潜在的病害虫）を特定し、最新の文献、諸外国からの情報等を踏まえ、侵入・まん延の可能性や、まん延した場合の経済的被害を評価し、必要に応じて更なる病害虫リスク評価を実施。



＜病害虫リスク評価の手法＞

病害虫リスクの要素

用途ごと

侵入の可能性 ×

病害虫自体の

農林業への影響
- 定着の可能性
- まん延の可能性
- 経済的重要性

病害虫リスクの決定方法（イメージ）

		農林業への影響（定着・まん延・経済的重要性）		
		高い	中程度	無視できる
侵入の可能性	高い	高い	中程度	無視できる
	中程度	中程度	低い	無視できる
	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる

5. 病害虫リスク管理措置の設定

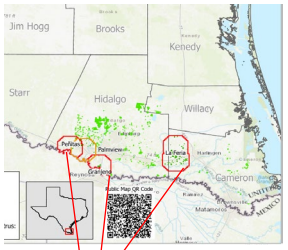
- 病害虫リスク評価の結果を踏まえ、有効性及び実行可能性の観点から検討し、病害虫ごとに、その特性に応じた検疫措置を設定。
- 相手国の実施体制や施設を確認するため、植物防疫官による現地確認を行っている。

ステージ3
病害虫リスク管理

1. リスク管理措置の策定に必要な資料の収集、現地調査等を実施
2. リスク管理措置の案を策定
3. 学識経験者、利害関係者等への意見聴取（植物防疫検討会を開催）
   - 検討会を公開
4. 要請国におけるリスク管理措置の実施体制を評価
   - 農水省ホームページに公表
5. 解禁条件の策定

【リスク管理措置の例】

①無発生地域での生産



この地域からの輸出は不可

相手国の検疫当局の責任のもと、対象病害虫が発生していないことが科学的根拠により証明され、かつその状態が維持されている地域での生産

②トラップ調査



誘引剤等を入れたトラップを設置し、対象病害虫の発生状況を調査

③温度処理



一定の温度帯で一定の期間保持することで殺虫

例：果実中心温度2.0℃以下で19日間保持

④輸出検査



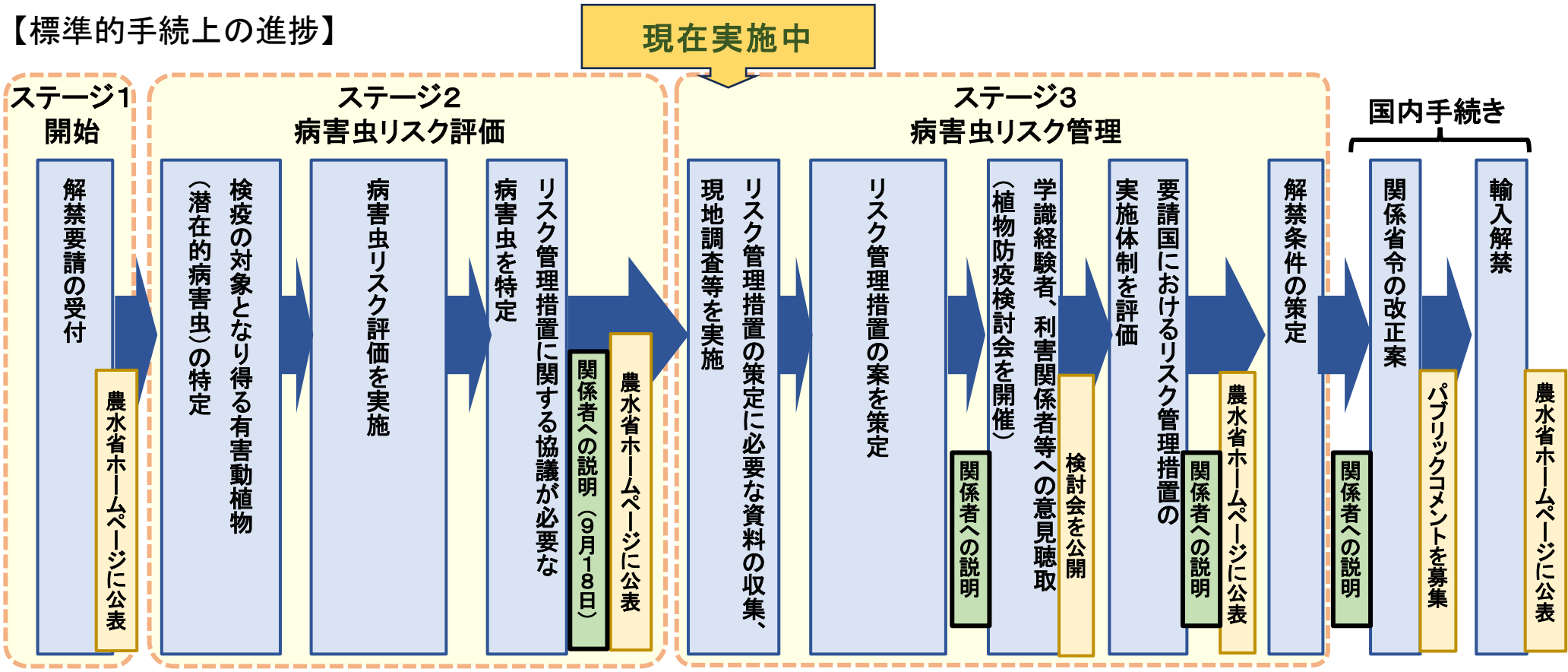
検疫当局による目視や精密検定等によって、対象病害虫の有無を確認

例：PCRによる遺伝子診断

6. 米国産生鮮ばれいしょの解禁要請に係る経緯

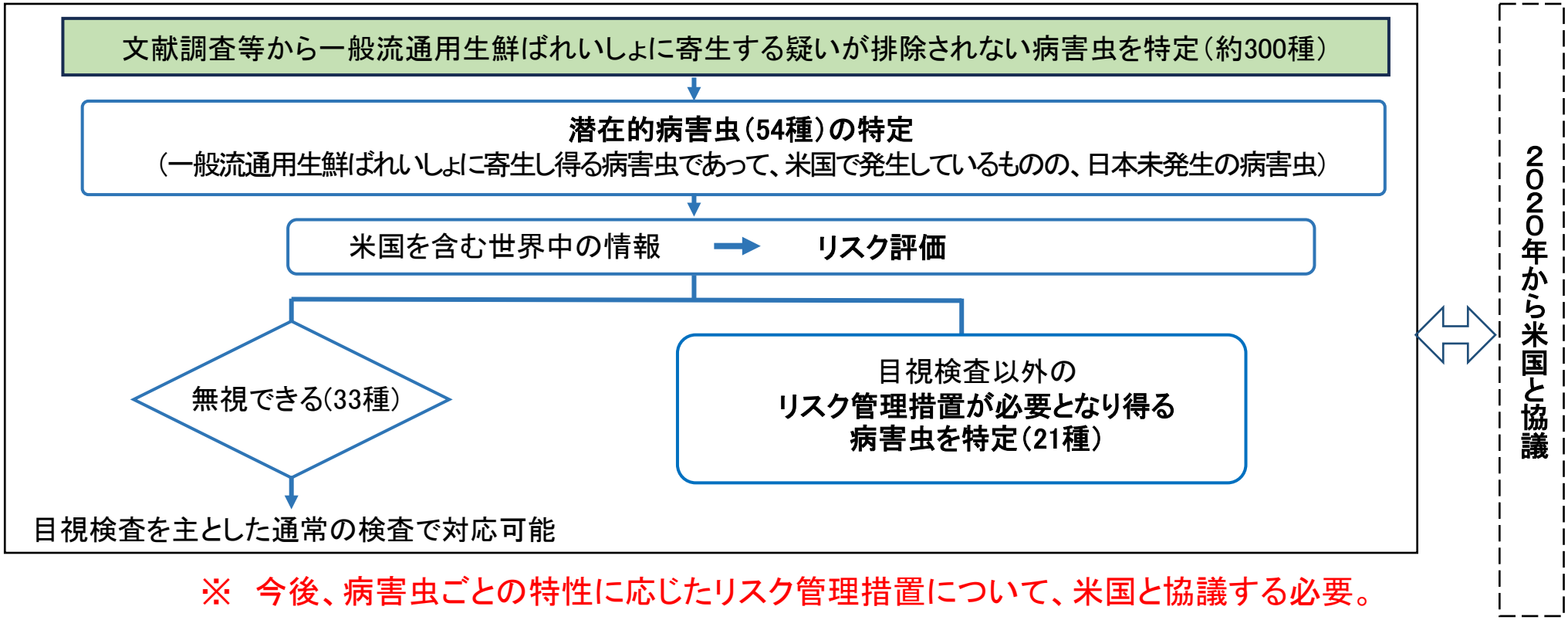
- かねてから米国は、米国産生鮮ばれいしょに対する日本の輸入禁止措置の解除を要請。
- ポテトチップ加工用に用途を限定し、閉鎖系によるリスク管理措置を条件として協議した結果、2006年に解禁。
- 2020年に米国側から一般流通用として改めて輸入解禁要請。

【標準的手続上の進捗】



7. 一般流通用生鮮ばれいしょに係るリスク評価

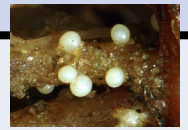
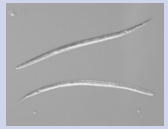
- 米国で栽培されているばれいしょに寄生し得る病害虫約300種の中から、米国で発生しているものの、日本で未発生等の病害虫54種を潜在的病害虫として特定。
- これらに対し、米国を含む世界中の情報から、我が国への侵入の可能性や侵入した際の経済的被害等を評価。目視検査で対応可能なもの以外について、改めて病害虫ごとに詳細な情報を収集し、リスクを評価。その上で、54種の中から、リスク管理措置が必要となり得る病害虫を特定し公表。



※　今後、病害虫ごとの特性に応じたリスク管理措置について、米国と協議する必要。

8. 米国とリスク管理措置の協議を行う必要がある病害虫（21種）

● リスク評価の結果に基づき、リスク管理措置の協議を行う必要がある病害虫として21種を特定。

病害虫名	特性
コロラドハムシ  ※出典：EPPO	・主に葉を加害する。
ジュウイチホシウリハムシ  ※出典：EPPO	・主に幼虫が塊茎を摂食する可能性がある。 ・成虫は風に乗って長距離移動することが可能。
シロヘリクチブトゾウムシ *Epitrix cucumeris* *Epitrix subcrinita* *Epitrix tuberis* （ハムシ科） *Otiorhynchus cribricollis*（ゾウムシ科）  ※出典：EPPO	・主に幼虫が塊茎を摂食する可能性がある。 ・長距離移動は行わない。
ジャガイモシストセンチュウ ジャガイモシロシストセンチュウ  ※出典：USDA	・虫体前部を植物体に挿入して寄生し定着。 ・シストの状態で長期間生存可能。
コロンビアネコブセンチュウ バナナネモグリセンチュウ *Meloidogyne enterolobii*（センチュウ）  ※出典：植物防疫所	・植物組織内に入り込み摂食。 ・摂食された部分は壊疽等が発生する。
ブドウオオハリセンチュウ *Belonolaimus longicaudatus*（センチュウ）  ※出典：CABI	・植物組織を外部から摂食。 ・摂食された部分は壊疽等が発生する。
Polyscytalum pustulans（菌類）  ※出典：EPPO	・土壌伝染のほか、貯蔵庫内で分散する。 ・貯蔵開始から1～2か月後に症状が出ることがある。
Candidatus Liberibacter solanacearum（細菌）  ※出典：EPPO	・虫媒伝染により分散する。
Candidatus Phytoplasma trifolii（ファイトプラズマ） *Candidatus* Phytoplasma americanum（ファイトプラズマ）	・虫媒伝染により分散する。
Pepino mosaic virus（ウイルス） Potato yellow dwarf virus（ウイルス） Potato spindle tuber viroid（ウイロイド）  ※出典：植物防疫所	・虫媒伝染、接触伝染、種子伝染等により分散する。

9. ポテトチップ加工用ばれいしょの検疫条件①

- 現在、米国産生鮮ばれいしょは、以下を主な条件として輸入が認められている。
  ① ジャガイモシストセンチュウ(Gr)及びジャガイモシロシストセンチュウ(Gp)の無発生地域で生産
  ② 密閉型コンテナにより輸入され、輸入後速やかに加工処理施設まで輸送
  ③ 加工処理施設は、港頭地域内に所在し、加熱加工処理等を的確に行える能力を保有
  ④ 摂氏130度以上の油に2分以上浸漬
  当該措置により、用途はポテトチップ加工用に限定。

【ポテトチップ加工用ばれいしょの搬入・加工の流れ】

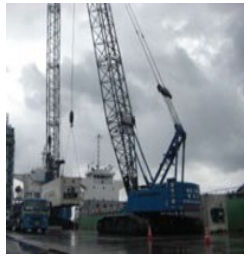




米国当局による検査

Gr、Gpの無発生地域での生産(当局等によるほ場調査)

土壌の除去



密閉型コンテナによる輸入及び陸揚げ

一度も施設外部に開放されることなく、
すべての行程が閉鎖施設内で行われる



密閉を保ったまま閉鎖施設へのコンテナ搬入



輸入検査

加工(摂氏130度以上の油に2分以上浸漬)

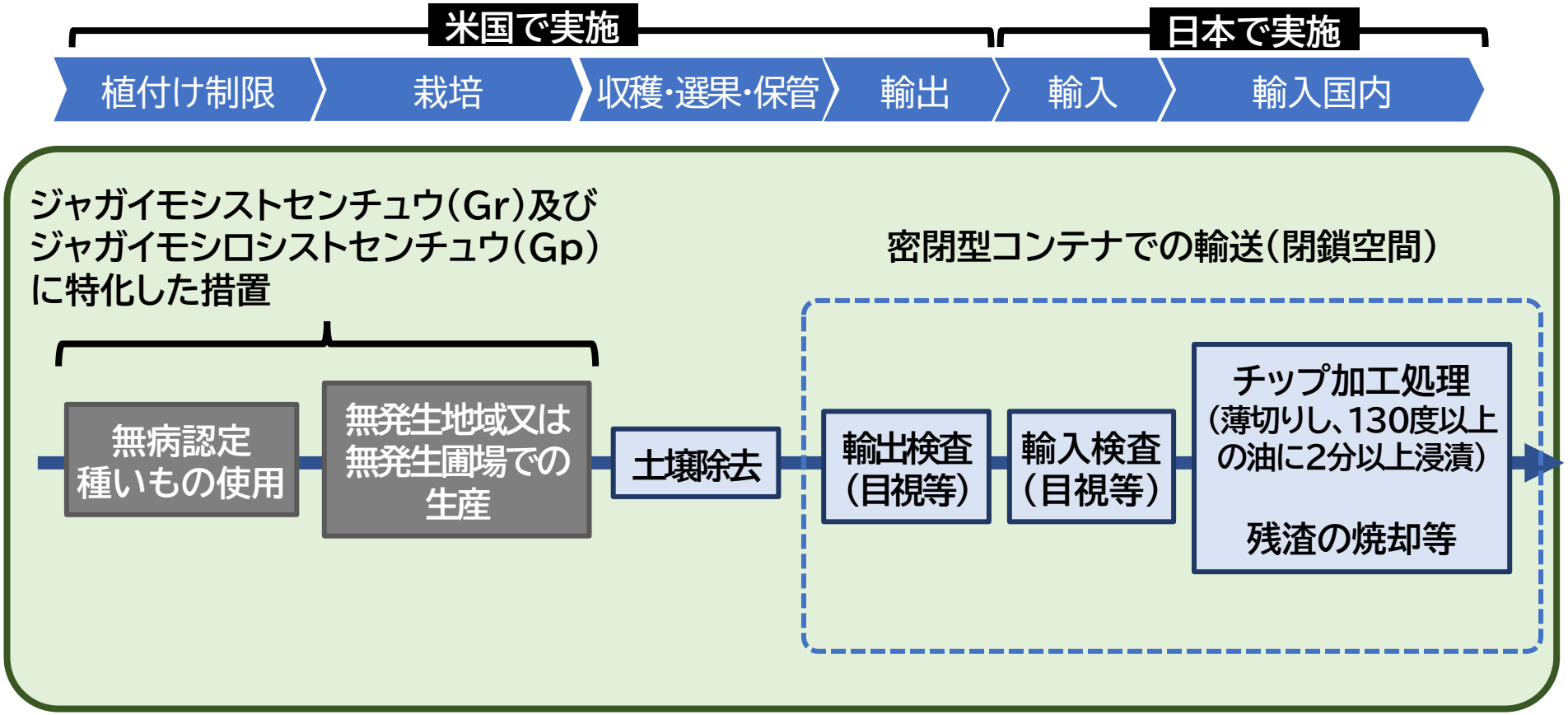
米国側

日本側

一般流通用は加工用と異なり、栽培に使われる可能性もあり得るため転用されるリスクを加味したリスク管理措置が必要。

10. ポテトチップ加工用ばれいしょの検疫条件②

- ポテトチップ加工用の生鮮ばれいしょの管理措置は、閉鎖空間における処理（病害虫の不活化）を前提に設定されている。



一般流通用生鮮ばれいしょは、上記措置が前提とならないことから、病害虫が侵入しないよう十分なリスク管理措置が米国側で実施される必要。

11. 日本の懸念する病害虫に対する韓国及び台湾の検疫措置

目視検査以外のリスク管理措置が必要となり得るものであり、日本として、今後、米国とリスク管理措置の協議を行う必要がある病害虫	韓国の主なリスク管理措置 (*) 特別なリスク管理措置を要する病害虫	台湾の主なリスク管理措置
コロラドハムシ	通常の輸出入検査	**綿密な輸出検査(例:切開)又は殺虫処理**
ジュウイチホシウリハムシ	通常の輸出入検査	—
シロヘリクチブトゾウムシ *Epitrix cucumeris* *Epitrix subcrinita* *Epitrix tuberis* (ハムシ科) *Otiorhynchus cribricollis*(ゾウムシ科)	通常の輸出入検査 通常の輸出入検査 通常の輸出入検査 通常の輸出入検査 —	**綿密な輸出検査(例:切開)又は殺虫処理** — — — —
ジャガイモシストセンチュウ ジャガイモシロシストセンチュウ	**無発生地域での生産** **無発生地域での生産**	**無発生地域での生産** —
コロンビアネコブセンチュウ バナナネモグリセンチュウ *Meloidogyne enterolobii*(センチュウ)	**綿密な輸出検査(例:切開)(*)(★)** — —	— — (既発生)
ブドウオオハリセンチュウ	—	—
Belonolaimus longicaudatus(センチュウ)	—	—
Polyscytalum pustulans (菌類)	通常の輸出入検査	—
Candidatus Liberibacter solanacearum(細菌)	**発芽抑制剤、媒介昆虫の栽培地検査、化学的検定(*)**	**綿密な輸出検査(例:切開)**
Candidatus Phytoplasma trifolii(ファイトプラズマ) *Candidatus* Phytoplasma americanum(ファイトプラズマ)	(既発生) **綿密な輸出検査(例:切開)(*)**	— —
Pepino mosaic virus(ウイルス) Potato yellow dwarf virus(ウイルス) Potato spindle tuber viroid(ウイロイド)	通常の輸出入検査 通常の輸出入検査 **無発生地域での生産(*)**	— — —

(★)韓国当局からの聞き取りによれば、上記管理措置の導入前に、韓国側の輸入検査での検出事例があるとのこと。

我が国における発生病害虫の種類や栽培・流通の実態等を踏まえ、病害虫の侵入による国内産地への被害が生じないよう十分なリスク管理措置を米国に求めるべく、今後、しっかりと米国と協議。